官報号外

目次事項

人事院公示第４号
人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成24年３月30日
人事院総裁　江利川　毅
１　第２項第８号（７の３）中「第６条第１項第４号」を「第６条第１項第３号」に改める。
２　この決定による改正は、平成24年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第５号
人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成24年３月30日
人事院総裁　江利川　毅
１　第２項第１号中⑽の次に（10の２）として次のように加える。
（10の２）　第28条の３の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
第２項第４号⑽中「第22条の10第１項」を「第22条の９第１項」に改める。
２　この決定による改正は、平成24年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第６号
人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16－０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成24年３月30日
人事院総裁　江利川　毅
１　別表を次のように改める。
別表

期間の区分	率（単位%）
昭和60年６月30日以前	145（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、137）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	137
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	134
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	132
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	129
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	125
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	120
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	115
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	111
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	109
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	107
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	105
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	103
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	101
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	99
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	97
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	96
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	96
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	98
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	99
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	99
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	100
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	100
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	99
平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	99
平成21年４月１日から平成22年３月31日まで	100
平成22年４月１日から平成23年３月31日まで	100

２　この決定による改正は、平成24年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第７号
人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成24年３月30日
人事院総裁　江利川　毅
１　別表を次のように改める。
別表

年齢階層	最低限度額(円)	最高限度額(円)
20歳未満	4,613	12,954
20歳以上25歳未満	5,028	12,954
25歳以上30歳未満	5,648	13,090
30歳以上35歳未満	6,208	15,944
35歳以上40歳未満	6,647	18,498
40歳以上45歳未満	6,925	21,685
45歳以上50歳未満	6,903	23,524
50歳以上55歳未満	6,551	24,551
55歳以上60歳未満	5,757	23,052
60歳以上65歳未満	4,602	19,090
65歳以上70歳未満	3,950	15,247
70歳以上	3,950	12,954

２　この決定による改正は、平成24年４月１日から効力を発生する。